

## 控訴取下要請書

厚生労働大臣 尾辻 秀久様  
法務大臣 南野 知恵子様

本年1月31日、東京地方裁判所民事第30部(佐藤陽一裁判長)は、原告・山下ミサ子(仮名)さんと被告・国との間の全生園医療過誤事件について、「被告療養所の医師には、診療上の過失があり、治療の放棄に等しい、むしろ病状を悪化させる診療行為だった、医療過誤は途絶えることなく続いていた。被告国が時効を主張するのは、時効制度の趣旨に反する」と判断して、被告国に原告の請求額(5000万円)全額を支払えという判決を言い渡しました。

山下さんは、「全生園の医療を良くするためには、裁判をするしかなかった」と勇気を奮って、日本の裁判史上初めて、自ら通院しているハンセン病療養所に対する医療過誤訴訟を提起したのです。ところが、被告国は、裁判で明らかにされた過ちを認めず、東京高等裁判所に控訴をしました。

しかし、国賠裁判で控訴を断念し、ハンセン病隔離政策の誤りを認めた国のなすべきことは、これ以上山下さんを苦しめることなく、東京地裁判決を受け入れて全生園をはじめとするハンセン病療養所の医療を良くすることです。

**速やかに、東京高等裁判所に対する控訴を取り下げるよう要請します。**

氏 名	住 所

【呼びかけ人】 「山下ミサ子さんを支える会」事務局

【集約先】 〒157-0061 東京都世田谷区北烏山4-15-1

集約日は3月20日までとします。